サトー事務所だより

令和5年3月号 (No.158)

令和5年度の健康保険・雇用保険料

協会けんぽの健康保険料率

都道府県	2023年	増減		2022年	
北海道	10.29%	↓	-0.10%	10.39%	
青森県	9.79%	↓	-0.24%	10.03%	
岩手県	9.77%	↓	-0.14%	9.91%	
宮城県	10.05%		-0.13%	10.18%	
秋田県	9.86%	1	-0.41%	10.27%	
山形県	9.98%	↓	-0.01%	9.99%	
福島県	9.53%	↓	-0.12%	9.65%	
茨城県	9.73%	↓	-0.04%	9.77%	
栃木県	9.96%	1	0.06%	9.90%	
群馬県	9.76%	1	0.03%	9.73%	
埼玉県	9.82%	↑	0.11%	9.71%	
千葉県	9.87%	↑	0.11%	9.76%	
東京都	10.00%	↑	0.19%	9.81%	
神奈川県	10.02%	1	0.17%	9.85%	
新潟県	9.33%	\rightarrow	-0.18%	9.51%	
富山県	9.57%	\rightarrow	-0.04%	9.61%	
石川県	9.66%		-0.23%	9.89%	
福井県	9.91%	↓	-0.05%	9.96%	
山梨県	9.67%	1	0.01%	9.66%	
長野県	9.49%	\downarrow	-0.18%	9.67%	
岐阜県	9.80%	\downarrow	-0.02%	9.82%	
静岡県	9.75%	1	0.00%	9.75%	
愛知県	10.01%	1	0.08%	9.93%	
三重県	9.81%		-0.10%	9.91%	

令和5年3月分(4月納付分) から変更

滋賀県	9.73%	\downarrow	-0.10%	9.83%
京都府	10.09%	1	0.14%	9.95%
大阪府	10.29%	↑	0.07%	10.22%
兵庫県	10.17%	1	0.04%	10.13%
奈良県	10.14%	1	0.18%	9.96%
和歌山県	9.94%	\downarrow	-0.24%	10.18%
鳥取県	9.82%	\downarrow	-0.12%	9.94%
島根県	10.26%	\downarrow	-0.09%	10.35%
岡山県	10.07%	\downarrow	-0.18%	10.25%
広島県	9.92%	\downarrow	-0.17%	10.09%
山口県	9.96%	\downarrow	-0.19%	10.15%
徳島県	10.25%	\downarrow	-0.18%	10.43%
香川県	10.23%	\downarrow	-0.11%	10.34%
愛媛県	10.01%	\downarrow	-0.25%	10.26%
高知県	10.10%	\downarrow	-0.20%	10.30%
福岡県	10.36%	↑	0.15%	10.21%
佐賀県	10.51%	\downarrow	-0.49%	11.00%
長崎県	10.21%	\downarrow	-0.26%	10.47%
熊本県	10.32%	\downarrow	-0.13%	10.45%
大分県	10.20%	\downarrow	-0.32%	10.52%
宮崎県	9.76%	\downarrow	-0.38%	10.14%
鹿児島県	10.26%	\downarrow	-0.39%	10.65%
沖縄県	9.73%	\downarrow	-0.20%	10.09%
全国平均	9.96%			10.05%

※40歳から64歳までの方は、全国一律の介護保険料率(1.82%)が加算。

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の医療費に基づいて算出されており、昨年同様に「最も低い県は新潟県」「最も高い県は佐賀県」となりました。 3月分(4月納付分)から変更になるため、給与計算の際にご注意ください。

雇用保険料率の引上げ



伽の主衆	1			2				1)+2)
一般の事業 の場合	労働者	失業等給付	育児休業給付	事業主			雇用保険二事業	雇用
	負担	の保険料率	の保険料率	負担	の保険料率	の保険料率	の保険料率	保険料率
R4年10月~ R5年3月	5/1,000	3/1,000	2/1,000	8.5/1,000	3/1,000	2/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
R5年度	6/1,000	4/1,000	2/1,000	9.5/1,000	4/1,000	2/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000

令和4年度の雇用保険料は4月と10月に段階的に引上げられましたが、雇用保険の財政状況を踏まえ、失業給付等の保険料率が令和5年度は労働者負担・事業主負担ともに0.01%の引上げとなります。



おしながき

▶令和5年度の健康保険・ 雇用保険料

… P 1

- ▶事業場のマスク着用について 見直しましょう … P 2
- ▶賃金のデジタル払いが
- ▶ 賃金のテシタル払いがいよいよめまります・・・・P3
- ▶社会保険料のデジタル確認を 導入しませんか?・・・P4

3月・4月の労務・税務

3月10日

- ●源泉徴収額・住民税特別徴 収税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得 届の提出
- 3月15日
 - ●確定申告の期限
- 3月31日
 - ●社会保険料の納付
 - ●外国人雇用状況の届出
- 4月10日
- ●源泉徴収額・住民税特別徴 収税額の納付
- ●雇用保険被保険者資格取得 届の提出
- 5月1日
 - ●社会保険料の納付
 - ●外国人雇用状況の届出
 - ●労働者死傷病報告の提出 (1月~3月分)

サトー休業日のお知らせ

令和5年3月10日(金)は 全社研修により休業します



事業場のマスク着用について見直しましょう 🦰

【令和5年3月13日以降】マスク着用は個人の判断に





新型コロナウイルス感染症が令和5年5月より「5類」へと変更されることに先立って、マスク着用の取扱いについて、3月13日より個人判断での着用へと変更となります。

3月12日まで

屋外 原則:マスク不要

※人との距離(2m)が確保できず、会話する場合は着用推奨

屋内 原則:マスク着用を推奨

※人との距離 (2 m) を確保でき、会話しない場合は不要



3月13日から

原則:個人の判断

※下記の場合はマスク着用を推奨

- ①医療機関・高齢者施設・混雑した公共交通機関を利用する場合
- ②高齢者・基礎疾患者・妊婦等の重症化リスクが高い方が混雑した 場所に行く場合

マスク着用については、個人判断による対応へと変更になります。また、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る」という方針も示されていますので、感染拡大時には注意が必要です。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう 個人の主体的な判断が尊重されるように配慮しましょう

事業場におけるマスク着用について

既にマスク着用についてはニュースや新聞などで広く知れ渡っていることから、事業場でのマスク着用について従業員から問い合わせがあることが想定されます。事業場でのマスク着用については、事業場内での感染拡大防止も考慮しながら、必要なルール等を定めて周知すると良いでしょう。

事業者における対応としては、下記の方針が厚生労働省より示されています。

マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

(対応例)

- ・作業場や会議室等で人との距離が十分に確保できないスペースではマスク着用とする。
- ・お客様と接する機会の多い業務に従事する場合はマスク着用とする。
- ・マスク着用が必要な区画とマスク着用が不要な区画を明確にして周知する。

社内での対応が明確になっていないと、従業員同士でトラブルに発展するケースも想定されますので、事業場でのマスク着用については、早急な見直しと周知を行いましょう。

賃金のデジタル払いがいよいよ始まります



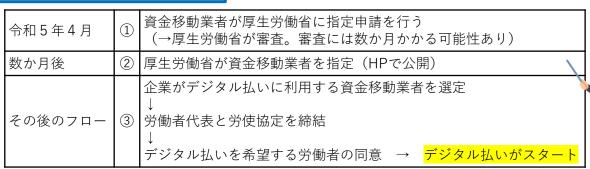
賃金のデジタル払いとは

企業が銀行の口座を介さず、スマートフォンの決済アプリや電子マネーを利用して振り込むことが可能となります。現金払い、銀行口座振込に次ぐ新しい支払い手段となります。また、賃金の一部のみをデジタル払いとすることも可能です。(制度導入は任意)



原則	例外	例外(New!)	
現金払い	銀行口座振込	資金移動業者への支払い	
【通貨払いの原則】労働基準法第24条 賃金は、 <mark>通貨で</mark> 、直接労働者に、そ の全額を支払わなければならない	労働者本人の同意	労使協定による合意 + 労働者本人の同意	
事業主 労働者	事業主 銀行 銀行 学働者 (銀行口座)	事業主 資金移動業者(●●ペイ等) 労働者(アプリ等)	

令和5年4月以降の導入フロー





令和5年4月からすぐにデジタル払いがスタートするわけではなく、資金移動業者の厚生労働省への指定申請がスタートし、審査が完了した業者から厚生労働省のHPで公表されます。事業主は指定の公表後から、資金移動業者を選定や、労働者代表との労使協定を締結をすることになります。

導入に当たっての留意点

ポイント1:どれほどの資金移動業者(●●ペイ等)が当該制度の申請をするか

- →現時点で、申請対応する資金移動業者や、資金移動業者への支払方法などが不明
- →破産時に一定の保証はあるが、資金移動業者ごとに弁済方法などが異なる

ポイント2:複数の支払方法を管理することになるため、事務処理が煩雑に

- →□座番号とは別に、労働者ごとに資金移動業者名や各種番号(?)を管理する必要性
- →実際の支給方法などの社内フローの構築が必要(支払日に変更はないか?など)

ポイント3:労使協定の締結と労働者本人の同意が必要

→支払先の資金移動業者の選定や、デジタル払いの対象とする労働者の範囲の決定

ポイント4:賃金に関する事項のため、就業規則(給与規程)・労働条件通知書の変更が必要

現時点では、不明確な点が多いことや、事務手続きの煩雑化が予想されることから、急いで導入するメリットは少ないと言える状況です。そのうえで、導入の検討は慎重に行いましょう。

社会保険料のデジタル確認を導入しませんか?



オンライン事業所年金情報サービスが開始

オンライン事業所年金情報サービスは、事業主が毎月の社会保険料額情報等の電子データをe-Govのマイペー ジで受け取ることができるサービスで、令和5年1月より開始しています。こちらのサービスを利用すること で、社会保険料に関する情報を事業所が知りたいタイミングで確認することができるようになります。

活用のメリット

紙の通知書よりも早く 受け取り・確認が可能

申込みをすれば、 定期的に受け取りが可能 電子データで受け取れるため、 データの利活用が可能

電子データでの受け取りが可能な各種情報・通知書

保険料増減内訳書(※)

前月と当月の社会保険料額に増減が

生じた場合、増減対象の被保険者や

標準報酬月額等が確認可能

社会保険料額情報

月末納付の社会保険料の見込額のお 知らせ。毎月20日前後に発送される 通知書より早く確認可能

賞与保険料算出内訳書

賞与支払届の提出があった際の被保 険者ごとの賞与保険料が確認可能

被保険者データ

事業所と被保険者の情報。 被保険者番号や標準報酬月額などの 基本データが確認可能

基本保険料算出内訳書

算定基礎届の結果である9月分の保 険料の基礎となる標準報酬月額ごと の被保険者数等が確認可能

決定通知書等

各種申請に基づいて日本年金機構が 処理を行った結果の通知。(電子で 受け取る場合、紙での送付なし)

※当該サービスの開始に伴って、保険料増減内訳書については、令和5年3月以降、全国的に順次送付が終了 **する予定**となっており、保険料増減内訳書を確認したい場合は当該サービスの利用が必要となってきます。 サービスの利用には申し込みが必要ですので、詳しくは日本年金機構のwebページをご確認ください。

スタッフ紹介

指導員チーム

森下 大 (もりした だい) <血液型> A 꿱

<趣味> 野球観戦、 ジョギング、 登山、子育て

昨年の12月に入社し、指導員チームに配属となりま した。まだまだ勉強不足で、諸先輩方に迷惑をかけて ばかりですが、日々研鑽を重ね少しでもお客様のお役 に立てるよう努めてまいりたいと思います。皆様どう ぞよろしくお願いいたします。



当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

いつもサトー事務所だよりをご高覧いただき、誠にありがとうございます。

当事務所だよりの情報は、発行当時(令和5年2月28日)の情報を元に作成しており、提供する情報等につい ては社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含 まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。 また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。

当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。

社会保険労務士法人サトー

730-0037 広島県広島市中区中町7番41号 広島三栄ビル8 F

月~金 9:00~18:00(12:00~13:00除く)

電話:082(546)2080 FAX:082(546)2081

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の 場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。担当スタッフへのご 連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようご協力をお願い致します。

